

議 案 第 8 号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例及び松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例及び松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年6月8日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、条例中の新型コロナウイルス感染症の定義を改めるため。

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例及び松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の一部改正)

第1条 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例(令和2年松戸市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。」に改める。

(松戸市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 松戸市国民健康保険条例(昭和58年松戸市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。